

新型コロナウイルス感染症等に関する 休業損害補償のおすすめ



▶ CASE 001

従 業員が新型コロナウイルスに感染していたことが判明。保健所の指示により店内の消毒が必要となり、消毒が完了するまでの間休業を余儀なくされた。



▶ CASE 002

数 日前に来店されたお客さまが、政令で定められた指定感染症に罹患していたことが判明。保健所の指示により店内の消毒が必要となり、消毒が完了するまでの間休業を余儀なくされた。



タフビズ事業活動総合保険、企業財産包括保険の休業損害補償にご加入いただくことで、新型コロナウイルス感染症や未知の指定感染症による損失等が生じた際の事業継続対策に、お役立ていただけます！

対象となるご契約など、詳しくは裏面をご覧ください。

感染症により、対象施設が感染症の原因となる病原体に汚染されまたは汚染された疑いがあり、保健所その他の行政機関による消毒その他の措置がなされ、損失等が生じた場合、以下のとおり保険金をお支払いします。

感染症の補償 その1

新型コロナウイルス感染症等の 特定感染症^(注1)

1回の事故につき休業日数14日・
支払保険金500万円
を限度にお支払いします。

感染症の補償 その2

新型コロナウイルス感染症を除く 指定感染症等^{(注2)(注3)}

20万円をお支払いします
(緊急対応費用保険金)。
ただし、同一保険年度につき1回に限ります。

詳細はこちら

(注1) 次のいずれかに該当するものに限りします。

- ①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱
⑧急性灰白髄炎 ⑨結核 ⑩ジフテリア ⑪重症急性呼吸器症候群 (SARS) ⑫中東呼吸器症候群 (MERS)
⑬新型コロナウイルス感染症 ⑭鳥インフルエンザ (A (H5N1) またはA (H7N9)) ⑮コレラ ⑯細菌性赤痢
⑰腸管出血性大腸菌感染症 ⑱腸チフス ⑲パラチフス

(注2) 次のいずれかに該当する感染症をいいます。また、事故の原因となった感染症が指定感染症等に定められる前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

- ①「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第8項に規定する指定感染症。ただし、新型コロナウイルス感染症を除きます。
②同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、(注1)に記載の19種類
の感染症を除きます。

(注3) 新規契約の始期日または特約等の中途セット日以降、補償の対象とならない期間(14日間)を設定します。

※事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失等は対象外です。

お支払いする保険金

休業損害保険金



利益の損失、
休業中でも
発生する人件費
等の経常費 等

営業継続費用保険金



店内の消毒費用、
仮店舗で
営業するための
費用 等

営業再開時臨時費用保険金



営業再開時の
広告費用などの
諸費用 等



ご契約時に1日あたりの粗利益を基準に、1日あたりの補償日額を1口1万円として、口数をお決めいただけます。

1回の事故につき、補償日額(契約口数×1万円)×(実際に休業した日数^(注4)－控除する日数^(注5))をお支払いします。

(注4) 感染症の補償における支払対象は、保健所その他の行政機関による消毒その他の措置が解除された時まで限りします。

(注5) 感染症の補償に控除する日数はありません。「風災・雹災・雪災、水災」[敷地外ユーティリティ設備の事故]は1日を控除します。

※支払限度額または復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額のいずれか低い額が限度となります。

対象となるご契約はこちらです!

タフビズ事業活動総合保険

休業損害補償をセットしているご契約
(エコノミープランは対象外)

企業財産包括保険

休業損害補償特約または休業損害補償
特約(限定型)をセットしているご契約

台風や大雨等による
損失等が発生した際にも、
上記「お支払いする保険金」
に記載の保険金をお
支払いします。

※補償の対象となる事故はご契約の
プランや特約により異なります。



●このチラシは「タフビズ事業活動総合保険」「企業財産包括保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフビズ事業活動総合保険パンフレット」「企業財産包括保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「タフビズ事業活動総合保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」「企業財産包括保険 普通保険約款・特約」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

●「タフビズ事業活動総合保険」は、事業活動総合保険のペットネームです。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

https://www.aioinissaydowa.co.jp/

(200920) (2020年10月承認) GB20B010591 (21-884) [QS29]